

防災教育に関する協定書

池田町（以下「甲」という。）と株式会社北開水工コンサルタント（以下「乙」という。）は、池田町における防災教育の推進及び地域の防災意識の向上を目的として、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、池田町内の学校及び地域において、防災教育を継続的かつ効果的に実施することで、児童・生徒及び地域住民の防災意識の向上を図るとともに自助・共助の精神の醸成を目的とする。

第2条（協力の内容）

乙は、甲の要請に基づき、次に掲げる防災教育活動に協力するものとする。

- (1) 池田町内の小学校及び中学校における防災教育の実施
- (2) 池田町内の教育機関及び地域団体等が実施する防災教育への協力
- (3) その他、甲が必要と認める防災教育に関する活動

第3条（費用負担）

前条に定める防災教育活動に要する費用は、乙の地域貢献活動として乙が負担する。ただし、甲及び乙が協議の上、費用負担を要すると認めた場合はこの限りでない。

第4条（実施計画）

甲及び乙は、毎年度の防災教育の実施にあたり、事前に実施時期・内容・対象校等について協議し、年間実施計画を定めるものとする。

第5条（情報の共有）

甲及び乙は、防災教育の効果的な実施のため、必要な情報及び資料を相互に提供し、共有するよう努めるものとする。

第6条（個人情報の保護）

甲及び乙は、本協定に基づく活動において知り得た個人情報を、適切に管理し、目的外に使用してはならない。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、誠実に解決するものとする。

第8条（有効期間）

本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかから書面による解約の申し出がない場合は、同一条件で自動更新されるものとし、以後も同様とする。

第9条（協定の解除）

甲又は乙は、相手方が本協定に違反した場合、又は本協定の目的を達成することが困難と認められる場合は、協議の上、本協定を解除することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年4月22日

中川郡池田町字西1条7丁目11番地

甲 池田町

中川郡池田町長

安井 美裕 

帯広市東7条南17丁目1番地1

乙 株式会社北開水工コンサルタント

代表取締役社長

森田 康志 